

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1 試行対象工事

下記の項目に該当する工事を試行対象とする。ただし、本試行については、土木設備工事（電気・機械）、建築工事及び建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。

(1) 適用範囲

令和元年10月1日以降に起工した案件に適用する。

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事（単価契約は除く。）及び土木工事の積算体系を用いて積算した工事とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を対象期間から除くものとする。

(3) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 計測・真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

ア 本試行に当たっては、下記（ア）～（ウ）のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

(ア) 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高~~25度（℃）~~以上の場合
施工現場から最寄りにある、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が~~25度（℃）~~以上となる日を真夏日とする。

(イ) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合
施工現場から最寄りにある、気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上となる日を真夏日とする。

(ウ) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合
施工現場から最寄りにある、気象庁の地上気象観測所の作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上又は、施工現場から最寄りにある、環境省が公表している観測地の暑さ指数（WBGT）が~~25度（℃）~~以上の場合、真夏日とする。

イ 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、協議により決定するものとする。

ウ 上記（ア）～（ウ）により難しい場合は、監督員と協議すること。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 真夏日の報告等

~~受注者は、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。~~

受注者は、環境省または気象庁のホームページなどから、真夏日に作業を実施した日数の算出根拠となる資料を発注者に提出するものとする。なお、提出資料に鑑は不要である。

(4) 「基準日」及び「対象期間」について

~~受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工事完成日までの期間のうち、真夏日に当たる日数を算出するものとする。~~

「基準日」は工事着手日を基本とする。

また、「対象期間」は「基準日から工事完成日までの期間」を指す。年末年始、日曜日及び土曜日（作業実施日以外）、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

なお、契約変更手続上、「工事完成日まで」を「対象期間」とすることが困難な場合

(※)は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日とみなすことができる。

※夏季期間中に精算変更手続を行うなど、事前に本試行を適用する期間を設定しないと現場管理費の補正値が確定できない場合等

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率_{※1} = 基準日から工事完成日までの真夏日数（日）_{※2} ÷ 対象期間（日）

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 対象期間内における真夏日の日数（日）（工期の途中から熱中症対策を始めた場合（工事1年目の夏は熱中症対策を行っていなかったが、2年目の夏から対策を始めた場合など）は、熱中症対策を開始した時期から工事完成日までの真夏日の日数とする。）

3 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正値（%）_{※3} = 真夏日率 × 真夏日補正係数_{※4}

(2) 現場管理費

対象純工事費 × （（現場管理費率 × 補正係数_{※5}） + 補正値_{※6}）

※3 真夏日補正値（%）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1. 2

※5 配水管工事積算基準（開削編）における「地域補正の補正係数」を指す。

※6 「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

4 特記仕様書への明記

特記仕様書に次の事項を記載する。

〇〇. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

- (1) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。
- (2) 試行に当たっては、『熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領』に基づき行う。試行要領は、東京都水道局ホームページから入手できる。
(<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/jigyosha/koji/>)

5 随意契約との併用

随意契約の工事については、本試行を適用することができるものとする。

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる東京都及び近郊観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	環境省HP表示	備考
小河内	東京都西多摩郡奥多摩町原	○	
青梅	東京都青梅市新町	○	
練馬	東京都練馬区石神井台	○	
八王子	東京都八王子市元本郷町	○	
府中	東京都府中市幸町	○	
東京	東京都千代田区北の丸公園	○	
江戸川臨海	東京都江戸川区臨海町	○	
羽田	東京都大田区羽田空港		
越谷	埼玉県越谷市大字北後谷	○	
さいたま	埼玉県さいたま市桜区大字宿	○	
所沢	埼玉県所沢市勝楽寺	○	
横浜	神奈川県横浜市港北区日吉	○	
海老名	神奈川県海老名市中新田	○	
相模原中央	神奈川県相模原市緑区与瀬		

※観測所は気象庁HPに記載している箇所を示している。

また、環境省熱中症予防情報サイトについては、○部分のみ記載している。

※観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

※環境省熱中症予防情報サイト[暑さ指数（WBGT）の実況と予測]

参考URL：<http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.data.php>

※国土交通省気象庁[過去の気象データ]

参考URL：<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>